Ⅰ　教学規則等

1　神戸大学教学規則

平成16年４月１日制定

目　　次

第１章　総　　則
第１条　趣　　旨
第２条　教育憲章
第３条　学　　部
第４条　大　学　院
第５条　乗船実習科
第６条　収容定員
第７条　学　　年
第８条　学　　期
第９条　休　業　日

第２章　学　　部
第１節　入　　学
第10条　入学許可
第11条　早期入学
第12条　入　学　期
第13条　編　入　学
第14条　転　入　学
第15条　再　入　学
第16条　入学志願
第16条の２　入学者選抜
第17条　入学手続
第18条　入学料の免除
第19条　入学料の徴収猶予等
第20条　死亡等による入学料の免除
第21条　宣　　誓
第２節　修業年限，教育課程，課程の履修等
第22条　修業年限
第23条　修業年限の通算
第24条　在学年限
第25条　教育課程
第26条　授業科目の区分
第27条　授業の方法
第28条　履修方法及び試験
第29条　履修科目の登録の上限
第30条　成績評価基準

第31条　単位の授与
第32条　単位の基準
第33条　他学部の授業科目の履修
第34条　他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の２　休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条　大学以外の教育施設等における学修
第36条　入学前の既修得単位等の認定
第37条　編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条　転学部
第39条　転学科
第３節　留学及び休学
第40条　留学
第41条　休学の許可
第42条　休学の解除
第43条　休学の命令
第44条　休学期間の取扱い
第４節　退学及び除籍
第45条　退学
第46条　疾病等による除籍
第47条　入学料等未納による除籍
第５節　卒業要件及び学士の学位
第48条　卒業要件
第49条　学士の学位授与
第６節　授業料
第50条　授業料の納期
第51条　授業料の免除
第52条　授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条　休学者の授業料
第54条　退学者等の授業料
第７節　賞罰
第55条　表彰
第55条の２　懲戒

第３章　大学院
第１節　入学
第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第58条　後期課程の入学資格
第59条　医学研究科の博士課程の入学資格
第60条　医学研究科の博士課程への早期入学
第61条　進学

第62条　入学者選抜
第２節　修業年限，教育方法，修了要件等
第63条　標準修業年限
第63条の２　教育課程
第64条　教育方法等
第65条　他大学大学院等の研究指導
第66条　研究指導のための留学
第67条　修士課程及び前期課程の修了要件
第68条　博士課程の修了要件
第69条　専門職学位課程の修了要件
第70条　学位論文及び最終試験
第71条　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第３節　準用規定
第72条　準用規定
第73条　履修科目の登録の上限
第73条の２　成績評価基準
第74条　他大学大学院の授業科目の履修
第74条の２　休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第75条　入学前の既修得単位の認定
第76条　留学
第77条　休学

第４章　学位プログラム
第77条の２　学位プログラム

第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
第78条　特別聴講学生
第79条　特別研究学生
第80条　科目等履修生
第81条　聴講生，研究生及び専攻生
第82条　授業料の納期
第83条　外国人特別学生

第６章　授業料，入学料及び検定料の額
第84条　授業料，入学料及び検定料の額
第84条の２　授業料等の不徴収

第７章　教育職員免許状
第85条　教員の免許状授与の所要資格の取得
附　則

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育憲章）

第２条　本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り，行うものとする。

（学　部）

第３条　本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文　学　部　人文学科
国際人間科学部　グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科
法　学　部　法律学科
経　済　学　部　経済学科
経　営　学　部　経営学科
理　学　部　数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
医　学　部　医学科，保健学科
工　学　部　建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農　学　部　食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海事科学部　グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

（大学院）

第４条　本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程

保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3　法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第５条　本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第６条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学年）

第７条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第８条　学年を分けて，次の2期とする。

前　期　4月1日から9月30日まで

後　期　10月1日から翌年3月31日まで

2　前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3　各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休業日）

第９条　定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏季休業　8月8日から9月30日まで
冬季休業　12月25日から翌年1月7日まで

2　臨時の休業日は，学長が定める。

3　教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4　教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第2章　学　　部

第1節　入　　学

（入学許可）

第10条　学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により，前号に相当する学校教育を修了した者

⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑹　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

⑻　法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

⑼　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（早期入学）

第11条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

⑴　高等学校に2年以上在学した者

⑵　中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者

⑶　外国において，学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等

学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者

⑸　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者

⑹　文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で，17歳に達したもの

2　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入学期）

第12条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（編入学）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学を卒業した者

⑵　法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　施行規則附則第7条に規定した者

2　前項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部又は経営学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者

⑵　短期大学を卒業した者

⑶　高等専門学校を卒業した者

⑷　外国において，前3号と同程度の課程を修了した者

3　第1項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部，理学部，工学部，農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者

⑵　短期大学を卒業した者

⑶　高等専門学校を卒業した者

⑷　外国において，前3号と同程度の課程を修了した者

⑸　専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4　第1項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者

⑵　短期大学を卒業した者

⑶　外国において，前2号と同程度の課程を修了した者

⑷　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転入学）

第14条　他の大学に現に在学する者で，本学に転入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（再入学）

第15条　本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で，再び同一の学部に入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条　入学を志願する者は，所定の日までに，検定料を納付したうえ，入学願書，検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

２　既納の検定料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，当該額に相当する額を還付するものとする。

⑴　学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において，第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

⑵　学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより，出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

⑶　検定料を納付した者が，所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において，返還を申し出たとき。

⑷　検定料を納付し，入学願書を提出した者が，受験を認められなかった場合において，返還を申し出たとき。

（入学者選抜）

第16条の２　入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第17条　入学試験に合格した者は，所定の期日までに，入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

２　既納の入学料は，還付しない。

（入学料の免除）

第18条　入学料の納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の全額又は一部を免除することがある。

２　入学料の免除の取扱いについては，別に定める。

（入学料の徴収猶予等）

第19条　入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

２　前条第１項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は，免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの間は，徴収を猶予する。

３　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告

知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
4　入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が，第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。
5　入学料の徴収猶予の取扱いについては，別に定める。
（死亡等による入学料の免除）
第 20 条　前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が，その期間内において死亡したことにより除籍された場合は，未納の入学料の全額を免除する。
2　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が，前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 号の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。
（宣誓）
第 21 条　入学者は，所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節　　修業年限，教育課程，課程の履修等

（修業年限）
第 22 条　学部の修業年限は，4 年とする。ただし，本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が，卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ，かつ，学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
2　前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は，学部規則において定め，公表するものとする。
3　医学部医学科については，第 1 項の規定にかかわらず，その修業年限は 6 年とする。
4　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修を認めることができる。
5　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。
（修業年限の通算）
第 23 条　科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，教授会の議を経て，修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。
（在学年限）
第 24 条　学生は，修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。
2　第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については，関係の学部規則で定める。
（教育課程）
第 25 条　学部は，本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。
（授業科目の区分）
第 26 条　授業科目の区分は，次のとおりとする。
基礎教養科目
総合教養科目

外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
高度教養科目
専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）
関連科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

2　前項に規定するもののほか，外国人留学生のための授業科目として，日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（授業の方法）

第 27 条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項に規定する授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第 1 項に規定する授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

4　第 1 項に規定する授業の一部は，文部科学大臣が別に定めるところにより，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5　前 4 項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（履修方法及び試験）

第 28 条　第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則，神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。）及び神戸大学国際教養教育院高度教養科目履修規程（平成 28 年 4 月 1 日制定）で定める。

2　第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第 29 条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2　各学部規則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第 30 条　各学部は，各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに，学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め，公表するものとする。

（単位の授与）

第 31 条　一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。ただし，第 32 条第 4 項の授業科目については，各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えるこ

とができる。

（単位の基準）

第 32 条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

⑴　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

⑵　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

⑶　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2　前項各号の規定にかかわらず，全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については，次の基準により単位数を計算するものとする。

⑴　講義については，15 時間の授業をもって 1 単位とする。

⑵　演習，実験，実習及び実技については，30 時間の授業をもって 1 単位とする。

⑶　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3　第 1 項の規定にかかわらず，日本語等授業科目については，30 時間の授業をもって 1 単位とする。

4　第 1 項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，研究指導等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第 33 条　学生は，他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は，所属学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 34 条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3　前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4　前 3 項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5　前 4 項に関して必要な事項は，協定に定めるもののほか，関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第 34 条の 2　教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大

学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

3　前2項により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前3項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第35条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は，第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3　前2項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第36条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前2項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第34条第3項及び第4項，第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前3項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（編入学，転入学，再入学者の修業年数等）

第37条　第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数，履修すべき科目及びその単位については，教授会の議を経て，これを定める。

（転学部）

第38条　学長は，学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは，志望学部の教授会の議を経て，許可することがある。

（転学科）

第39条　学長は，学生で転学科を希望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

第3節　留学及び休学

（留学）

第40条　第34条第1項又は第2項の規定に基づき，外国の大学又は短期大学に留学しようとする前項の許可を受けて留学した期間は，第22条の修業年限に算入するものとする。

（休学の許可）
第 41 条　学生が，疾病その他の理由により，3 か月以上修学を休止しようとするときは，所属学部長の許可を得て休学することができる。
2　前項の休学期間は，1 年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，学部長は，更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。
第 41 条の 2　前条の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，第 60 条第 1 項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは，医学部長の許可を得て，休学することができる。
2　前項の休学期間は，4 年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，医学部長は，更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。
（休学の解除）
第 42 条　前条の休学期間中にその理由が消滅したときは，所属学部長の許可を得て，復学することができる。
（休学の命令）
第 43 条　学生で，疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは，学部長の申請により，学長が休学を命ずる。
（休学期間の取扱い）
第 44 条　休学の期間は，通算して 3 年を超えることはできない。ただし，第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については，8 年を限度として，医学部において別に定める。
2　休学期間は，在学年数に算入しない。

第 4 節　　退学及び除籍

（退学）
第 45 条　学生が，退学しようとするときは，その理由を具し，所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。
（疾病等による除籍）
第 46 条　学生が，疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるときは，学部長の申請により，学長がこれを除籍する。
（入学料等未納による除籍）
第 47 条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学部長がこれを除籍する。
⑴　第 18 条又は第 19 条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で，免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが，その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
⑵　授業料の納付を怠り，督促を受けても，納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第 5 節　　卒業要件及び学士の学位

（卒業要件）
第 48 条　卒業の要件は，第 22 条に定める期間在学し，124 単位（医学部医学科にあっては，188 単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。
2　前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち，第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし，124 単位を超える単位数を卒業の

要件としている場合においては，同条第１項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては，128単位）以上を修得しているときは，60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第49条　前条の規定により，学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては，学士の学位を授与する。

第６節　授　業　料

（授業料の納期）

第50条　授業料は，次の２期に分け，年額の２分の１に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期　　別	納　付　期　間
前　　期（4月から9月まで）	4月 1日から 4月30日まで
後　　期（10月から3月まで）	10月 1日から10月31日まで

２　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

４　第１項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は，入学の日の属する月に納付しなければならない。

５　学年の中途において卒業する者の授業料は，その卒業の月までの分を，月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

６　既納の授業料は，還付しない。ただし，第２項又は第３項の規定により授業料を納付した者が，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

⑴ 第２項の規定により授業料を納付した者が，後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合　後期分の授業料に相当する額

⑵ 第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

⑶ 第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出，第41条第１項の規定により休学を許可された場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第51条　経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の全額又は一部を免除することがある。

２　前項に規定する授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第52条　経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2　前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

（休学者の授業料）

第 53 条　学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は，月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は，その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2　休学中の者が復学した場合は，復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

（退学者等の授業料）

第 54 条　第 50 条に定める期の中途において，第 45 条の規定により退学し，第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ，又は除籍された者は，その期の授業料を納付しなければならない。ただし，死亡し，若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は，月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節　賞　罰

（表彰）

第 55 条　学生として表彰に値する行為にあったときは，所属学部長等の推薦により，学長は，これを表彰することがある。

2　前項に関し必要な事項は，神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）で定める。

（懲戒）

第 55 条の 2　本学の規定に違背し，学生の本分を守らない者があるときは，所定の手続により学長が懲戒する。

2　懲戒は，訓告，停学及び懲戒退学とする。

3　停学 3 か月以上にわたるときは，その期間は，第 22 条の修業年限に算入しない。

4　前 3 項に関し必要な事項は，神戸大学学生懲戒規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

第 3 章　大学院

第 1 節　入　学

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第 56 条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

⑸　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政

府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において,修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により,学士の学位に相当する学位を授与された者

⑺ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑻ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

⑼ 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって,本学において,大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑽ 本学において,個別の入学資格審査により,大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で,22歳に達したもの

(修士課程,前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する者であって,本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを,教授会の議を経て,入学させることができる。

⑴ 大学に3年以上在学した者

⑵ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

⑶ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

⑷ 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は,関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴ 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

⑵ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し,修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷ 我が国において,外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し,修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑸ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し,修士の学位に相当する学位を授与された者

⑹ 外国の学校,第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し,大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合

格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
⑺　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
⑻　本学において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第 59 条　医学研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　大学の医学，歯学，薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
⑵　外国において，学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
⑷　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
⑸　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が 5 年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
⑹　文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
⑺　法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
⑻　本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第 60 条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。
⑴　大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学した者
⑵　外国において学校教育における 16 年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
⑷　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指

定するものの当該課程を修了した者

2　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進学）

第 61 条　本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

第 62 条　大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

2　大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第２節　　修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第 63 条　修士課程の標準修業年限は，2 年とする。

2　前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

3　前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科　　人間発達専攻（1 年履修コース）1 年

4　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程 2 年，後期課程 3 年の 5 年とする。

5　医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4 年とする。

6　経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2 年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

7　法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3 年とする。

（教育課程）

第 63 条の 2　大学院（専門職大学院を除く。）は，本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第 64 条　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2　専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例

研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3　研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4　各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第 65 条　教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1 年を超えないものとする。

2　教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。（研究指導ための留学）

第 66 条　前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けて留学した期間は，第 63 条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第 67 条　修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に 2 年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1 年履修コース）にあっては，1 年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第 68 条　博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に 3 年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の規定にかかわらず，施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に 3 年（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，2 年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3　医学研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に 4 年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に 3 年以上在学すれば足りる

ものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第 69 条　専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は，当該課程に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

2　専門職学位課程の在学期間に関しては，第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3　法科大学院の修了要件は，当該課程に 3 年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

4　法科大学院の在学期間については，第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5　法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第 3 項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，第 3 項に規定する単位については，第 74 条及び第 75 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし，93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合はその超える部分の単位数に限り，研究科が認める範囲で，30 単位を超えてみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第 70 条　学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第 71 条　各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第 3 節　準　用　規　定

（準用規定）

第 72 条　第 12 条（入学期），第 14 条（転入学），第 15 条（再入学），第 16 条（入学志願），第 17 条（入学手続），第 18 条（入学料の免除）（第 2 項を除く。），第 19 条（入学料の徴収猶予等），第 20 条（死亡等による入学料の免除），第 21 条（宣誓），第 22 条（修業年限）（第 1 項，第 2 項及び第 3 項を除く。），第 24 条（在学年限），第 27 条（授業の方法），第 31 条（単位の授与），第 32 条（単位の基準）（第 2 項及び第 3 項を除く。），第 33 条（他学部の授業科目の履修），第 38 条（転学部），第 39 条（転学科），第 45 条（退学），第 46 条（疾病等による除籍），第 47 条（入学料等未納による除籍），第 50 条から第 54 条まで（授業料），第 55 条（表彰）及び第 55 条の 2（懲戒）の規定は，大学院に準用する。ただし，第 24 条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第 73 条　専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては，第 29 条第 1 項を準用する。この

場合において，「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第 73 条の２　大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては，第 30 条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「各研究科」と，「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

２　専門職大学院の成績評価基準に関しては，第 30 条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第 74 条　大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては，第 34 条を準用する。この場合において，同条第 3 項中「60 単位」とあるのは，「10 単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては 15 単位，法科大学院学生にあっては 30 単位）」と，同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは「，外国の」と，「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と，同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第 74 条の２　大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては，第 34 条の 2 を準用する。この場合において，同条第 1 項及び第 2 項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と，同条第 3 項中「60 単位」とあるのは，「10 単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては 15 単位，法科大学院学生にあっては 30 単位）」と，同条第 4 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 75 条　大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては，第 36 条（第 2 項を除く。）を準用する。この場合において，同条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と，同条第 3 項中「第 34 条第 3 項及び第 4 項，第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位」とあるのは，「10 単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては第 74 条及び第 74 条の 2 の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位，法科大学院学生にあっては第 74 条及び第 74 条の 2 の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位）」と，同条第 4 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留学）

第 76 条　大学院学生の外国の大学への留学に関しては，第 40 条を準用する。この場合において，同条第 1 項中「第 34 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 74 条」と，「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と，同条第 2 項中「第 22 条」とあるのは「第 63 条」と読み替えるものとする。

（休学）

第 77 条　大学院学生の休学に関しては，第 41 条第 1 項，第 42 条，第 43 条及び第 44 条第 2 項を準用するほか，各研究科規則で定める。

第４章　　学位プログラム

（学位プログラム）

第 77 条の２　各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか，明確な人材養成目的に基づき，学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため，学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

２　前項に規定する学位プログラムは，次のとおりとする。

EU エキスパート人材養成プログラム

３　学位プログラムの実施に関し必要な事項は，別に定める。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第 78 条　他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

２　特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（特別研究学生）

第 79 条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

２　特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第 80 条　本学が開設する１又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

２　科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

３　科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第 81 条　本学が開設する１又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

２　特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

３　本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

４　聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第 82 条　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，３か月分又は６か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が３か月未満又は６か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第 83 条　外国人で，第 10 条，第 56 条，第 58 条又は第 59 条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

2　前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章　授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第 84 条　本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第 84 条の 2　国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

2　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第 82 条及び前条の規定にかかわらず，第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

3　科目等履修生のうち，教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

4　聴講生及び研究生のうち，現職教育職員の授業料等については，第 82 条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

5　学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，第 82 条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

6　外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第 7 章　教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 85 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

（途中の附則略）

附　　則

1　この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は，改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 30 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成 30 年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第 1 に掲げるとおりとする。

4　平成 30 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び

全博士課程の総定員の合計は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第２に掲げるとおりとする。

附則別表第１（附則第３項関係）

年度	区分		総定員
平成30年度	医学部	保健学科	650
		学部計	1,275
	全学部合計		10,577

附則別表第２（附則第４項関係）

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成30年度	法学研究科	法学政治学専攻	37	18
	経営学研究科	経営学専攻		100
	理学研究科	生物学専攻		20
		惑星学専攻		20
		研究科計		85
	保健学研究科	保健学専攻	118	
	システム情報学研究科	計算科学専攻		22
	農学研究科	食料共生システム学専攻		17
		生命機能科学専攻		32
		研究科計		73
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		10
	全博士課程合計		2,412	
平成31年度	法学研究科	法学政治学専攻		36
	経営学研究科	経営学専攻		98
	理学研究科	生物学専攻		19
		惑星学専攻		19
		研究科計		83
	システム情報学研究科	計算科学専攻		20
	農学研究科	食料共生システム学専攻		16
		生命機能科学専攻		31
		研究科計		71
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		20

附　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

別　表　収容定員

区分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科		100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科		140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科		100				5	5	410	
	環境共生学科		80				3	3	326	
	子ども教育学科		50				2	2	204	
法学部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科		28	153			学科共通25	25	112	662
	物理学科		35						140	
	化学科		30						120	
	生物学科		25						100	
	惑星学科		35						140	
医学部	医学科		100	260	5	5			625	1,265
	保健学科	看護学専攻	80						640	
		検査技術科学専攻	40							
		理学療法学専攻	20							
		作業療法学専攻	20							
工学部	建築学科		93	565			学科共通20	20	372	2,300
	市民工学科		63						252	
	電気電子工学科		93						372	
	機械工学科		103						412	
	応用化学科		106						424	
	情報知能工学科		107						428	
農学部	食料環境システム学科		36	160			学科共通10	10	144	660
	資源生命科学科		55						220	
	生命機能科学科		69						276	
海事科学部	グローバル輸送科学科		80	200			学科共通10	10	320	820
	海洋安全システム科学科		40						160	
	マリンエンジニアリング学科		80						320	
合計				2,518		5		135		10,567

別　表　収容定員

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60				
	社会動態専攻			27		12								54		36					
国際文化学研究科	文化相関専攻			18	47	6	15							36	94	18	45				
	グローバル文化専攻			29		9								58		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51				
	（1年履修コース）			4										4							
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18							74	74	54	54				
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32							102	102	96	96				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22	122	4	27							44	244	12	81				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		6								48		18					
	惑星学専攻			24		6								48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻							100	100									400	400		
保健学研究科	保健学専攻			64	64	25	25							128	128	75	75				
工学研究科	建築学専攻			64	316	8	42							128	632	24	126				
	市民工学専攻			42		6								84		18					
	電気電子工学専攻			64		8								128		24					
	機械工学専攻			76		10								152		30					
	応用化学専攻			70		10								140		30					
システム情報学研究科	システム科学専攻			28	73	3	12							56	146	9	36				
	情報科学専攻			21		3								42		9					
	計算科学専攻			24		6								48		18					

農学研究科	食料共生システム学専攻		26	120	5	23				52	240	15	69		
	資源生命科学専攻		42		8					84		24			
	生命機能科学専攻		52		10					104		30			
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33		
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69		
	国際協力政策専攻		22		7					44		21			
	地域協力政策専攻		22		8					44		24			
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30		
合計		25	1,233		295		100	149	50	2,462		885		400	378

2　神戸大学共通細則

平成 16 年 4 月 1 日制定

（入学志願）

第１条　入学志願者は，所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写　　真

その他の書類

（合否の判定）

第２条　入学試験の合否の判定は，学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

（宣誓）

第３条　入学者は，次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

（成績）

第４条　授業科目の成績は，100 点を満点として次の区分により評価し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

秀（90 点以上）

優（80 点以上 90 点未満）

良（70 点以上 80 点未満）

可（60 点以上 70 点未満）

不可（60 点未満）

２　秀，優，良，可及び不可の評語基準は，次の各号のとおりとする。

⑴　秀　　学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。

⑵　優　　学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。

⑶　良　　学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。

⑷　可　　学修の目標を達成している。

⑸　不可　学修の目標を達成していない。

（学生証）

第５条　学生は，学生証の交付を受け，これを携行し本学職員の請求があったときは，いつでも，これを提示しなければならない。

２　学生証は，入学したときに学長が発行する。

３　学生証を携帯しない場合には，教室，研究室，図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

４　学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき，又は休学等によりその有効期間が経過したときは，速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

５　学生は，卒業，退学等により学籍を離れた場合は，速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6　学生証の再発行手続き及び返納は，学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

（欠席届）

第６条　学生が，２週間以上欠席するときは，理由を具し，欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（学生登録票）

第７条　学生は，入学したときは，速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（身上異動・住所変更届）

第８条　学生は，改姓，改名等，身上に異動があったとき，又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは，速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第９条　大学院の第１条から第４条まで並びに第６条及び第７条に定める事項については，それぞれ関係の研究科において定める。

（健康診断）

第 10 条　学生は，毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

（様式）

第 11 条　諸願届等の様式は，別紙のとおりとする。

（途中の附則略）

附　則

この細則は，平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は，令和２年４月１日から施行する。

様式１号

入　学　許　可　書

受験番号　　番
氏　　名

神戸大学　　学部に入学を許可する。

年　　月　　日

神戸大学長

A4　（297㎜×210㎜）

様式２号

宣　　誓　　書

私は、神戸大学の学生として学業に励み，
本学の規律を守ることを誓います。

年　　月　　日

神 戸 大 学 長 殿

署名

A4　（297㎜×210㎜）

様式３号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部
学科
学籍番号　　番
住　　所
氏　　名　　㊞

休　　学　　願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1　理　由
2　期　間　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　A4（297㎜×210㎜）

様式４号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部
学科
学籍番号　　番
住　　所
氏　　名　　㊞

復　　学　　願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1　理　　由
2　復学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。
A4（297㎜×210㎜）

様式５号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名　　㊞

退　　学　　願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1　理　　由

2　退学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　　A4（297㎜×210㎜）

様式６号

（表）

神 戸 大 学 学 生 証

写

真

所　　属
学籍番号
氏　　名
生年月日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月日　　年　　月　　日
有 効 期 限　　年　　月　　日

神　戸　大　学　長　印

（生協組合員番号）

(図書館利用ID)

■　**注意事項**

1　本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
(1)本学教職員の請求があった場合
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3)本学図書館を利用する場合
（表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。）

2　本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

3　本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。

4　卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

（シール貼付スペース）

神戸大学〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

（裏）

様式７号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名　　㊞

欠　　席　　届

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

１　理　由

２　期　間　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

注　疾病の場合は，診断書を添付のこと。

A4（297㎜×210㎜）

様式８号

様式８号

学　生　登　録　票

年　月　日提出

学部 学科	20　(令和　)年　月　日入学・進学　学籍番号
	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間は１マス空け，濁音・半濁音文字は１マスに記入)
研究科 課程 専攻	ローマ字 左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は１マス空けて記入)
	氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)
指導教員（該当者のみ）	生年月日　(昭和　平成　)年　月　日生　　外国籍
現住所 (入学後の住所)	Eメールアドレス 自宅・下宿・寮・その他(　)　携帯　@ 〒　－　　PC　@ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－　　※留学生のみ○を入れてください。 〔携帯電話〕　－　－　　単身・夫婦・家族
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称　　電話
履歴　学歴	年　月　　立　高等学校卒業
履歴　認定試験等	・　高等学校卒業程度認定試験，大学入学資格検定試験　年度　合格
履歴　職歴	．～．
履歴　その他	．～．
保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間は１マス空け，濁音・半濁音文字は１マスに記入) 氏　名　　本人との続柄(　) 〒　－ 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－
緊急時の連絡先 ※該当する□にチェックしてください。	□　上記（保護者等の住所等）と同じ。(以下の記入不要) □　上記（保護者等の住所等）以外の連絡先がある。(以下に記入) 氏名(フリガナ)　本人との続柄（　） 〔固定電話〕　－　－　□勤務先 □自宅 〔携帯電話〕　－　－

注　１　本人の氏名，生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
２　高校卒業後の学歴を有する者は，最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
３　在学中に，改姓・改名，現住所変更，保護者等の住所変更等があった場合は，速やかに身上異動・住所変更届を，所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
４　この学生登録票に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

様式９号

身上異動・住所変更届

年　月　日届出

神戸大学　学部長　殿
研究科長　殿

学部	学科	課程
研究科	専攻	課程
学籍番号	フリガナ 氏名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

□改姓　□改名　□現住所等変更　□保護者等の住所等変更　□その他の変更(　)
(以下は，変更した事項のみ記入してください。)

身上異動(改姓，改名等)現住所	ローマ字 左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は１マス空けて記入) 新 旧　異動年月日　年　月　日 ※証明書類を必ず添付してください。 自宅・学生寮・その他(　)　Eメールアドレス（□携帯　□PC） 郵便番号　－　　@大学が付与するアドレス以外を記入してください。 住所　都道府県 〔固定電話〕　－　－　　※留学生のみ○を入れてください。 〔携帯電話〕　－　－　　単身・夫婦・家族
本人の勤務先等(該当者のみ)	勤務先名 電話　－　－
保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏名　本人との続柄 郵便番号　－　〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－ 住所　都道府県
緊急時の連絡先	□　保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) □　保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入) フリガナ 氏名　本人との続柄 〔固定電話〕　－　－　□勤務先 □自宅 〔携帯電話〕　－　－

注　この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

3　神戸大学学位規程

平成16年４月１日　制定

（趣　旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定により，神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　位）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

（学士の学位の授与の要件）

第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位の授与の要件）

第４条　修士の学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

(2)　研究科の博士課程の前期課程を修了した者

（博士の学位の授与の要件）

第５条　博士の学位は，研究科の博士課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は，次の要件を満たす者にも授与する。

(1)　研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

(2)　研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

（専門職学位の授与の要件）

第６条　専門職学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

(2)　研究科の法科大学院の課程を修了した者

（研究科の在学者の論文等提出手続）

第７条　研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は，当該研究科長に提出するものとする。

２　博士論文は，学位論文審査願，論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

３　学位論文は，修士の場合は１編，１通を，博士の場合は１編，３通を提出するものとする。ただし，参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

４　審査のため必要があるときは，提出論文の数を増加し，又は論文の訳本，模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

５　第１項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは，各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文等審査）

第８条　研究科長は，前条の規定による博士論文の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，博士論文の審査を行わせるものとする。

２　研究科長は，前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは，教授会において

当該研究科の教授及び准教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，博士論文の審査にあっては第１項の審査委員のほか，当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか，当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

４　教授会において審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第９条　審査委員及び前条第４項の規定により調査を委嘱された者は，学位論文又は研究の成果を中心として，これに関連ある科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

２　最終試験の期日は，その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条　第５条第２項の規定による学位申請者の学位論文は，論文審査料57,000円を添え，学位申請書，論文目録及び履歴書とともに，その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

２　本条の規定による論文の提出については，第７条第３項及び第４項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条　学長は，前条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，当該研究科長にその論文の審査を付託し，研究科長は，第８条の規定に準じて論文の審査を，第９条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

２　前項の学位論文は，それを受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条　研究科長は，前条第１項の規定により学長から論文審査を付託されたときは，教授会において，学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

２　学力の確認は，筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし，学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は，試問を省略することができる。

３　学力の確認のため必要があるときは，学位申請者にその著書，論文その他を提出させることがある。

４　教授会が学力の確認の議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認）

第13条　研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前３条の規定による。

２　前項に該当する者が，退学後５年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第５条第１項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（論文及び審査料の不返還）

第14条　提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

２　提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

（修士及び博士の学位授与の審議）

第 15 条　研究科長は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2　前項の教授会は，当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

（学位授与の申請）

第 16 条　研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて，教授会の議を経て，学長に申請するものとする。

2　前項の申請に当たっては，次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は，第 5 条の第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3　研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については，教授会の議を経て，その旨を学長に申請するものとする。

（学位の授与）

第 17 条　学長は，第 3 条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

2　学長は，前条に規定する申請に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し，当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

3　前項の規定により博士の学位を授与したときは，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

第 18 条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第 19 条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，当該教授会の議を経て，やむを得ない理由があると認められた場合は，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は，原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

（専攻分野等の名称）

第 20 条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士又は博士の学位を授与するに当たっては，別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位の名称は，別表第 3 に掲げるとおりとする。

4　別表第 4 に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては，第 2 項に規定する専攻分野の名称とともに，当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

5　教学規則第 65 条第 2 項の規程に基づき，共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては，博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

（学位の名称）

第 21 条　本学において学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第 22 条　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは，学長は，当該教授会及び教育研究評議会の議を経て，その学位を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

2　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，その名誉を汚す行為があったときは，前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3　教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には，第 15 条第 2 項の規定を準用する。

（様　式）

第 23 条　学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

（補　則）

第 24 条　この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

（途中附則略）

附　則

この規程は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第 1（第 20 条第 1 項関係）
学士の学位に付記する専攻分野の名称

学　部　名　等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部 医学科	医学
医学部 保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表 第 2（第 20 条第 2 項関係）
修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研　究　科　名	専攻分野の名称	
	修　　士	博　　士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術．法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表 第 3（第 20 条第 3 項関係）
専門職学位の名称

研　究　科　名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表 第 4（第 20 条第 4 項関係）

EU エキスパート人材育成プログラム

別記様式第１（第３条により学位を授与する場合）

○第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので学士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学長氏　　名　印

別記様式第２（第４条第１号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏
年　月　日生　名

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第３（第４条第２号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第４（第４条第４号により学位を授与する場合で，別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの）

修第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

本学○○プログラムを修了したことを証する

年　月　日

神戸大学

別記様式第５（第５条第１項により学位を授与する場合）

博い第　　号

学位記

大学印

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

年月日

神戸大学

別記様式第６（第５条第１項により学位を授与する場合で，外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの）

博い第　　号

学位記

大学印

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

この学位は　　との博士論文共同指導によるものである

年月日

神戸大学

別記様式第7（第５条第２項により学位を授与する場合）

博ろ第　　号

学位記

大学印

氏名

年月日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年月日

神戸大学

別記様式第8（第６条第１項により学位を授与する場合）

専第　　号

学位記

大学印

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する

年月日

神戸大学

別記様式第9（第６条第２項により学位を授与する場合）

法第　　号

学位記

大学印

氏名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第10（第４条から第６条により学位を授与する場合（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

別記様式第11（第４条第２号により学位を授与する場合で,別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF　○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
and ☆
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

備考　☆には，別表第４に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第12（第5条第1号により学位を授与する場合で，外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF　○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

別記様式第13

年　　月　　日

○○研究科長　殿

学籍番号

氏　　名　印

学　位　論　文　審　査　願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学　位　論　文　　通

論　文　目　録　　通

別記様式第14

年　　月　　日

神戸大学長　殿

氏　　名　印

学　位　申　請　書

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。

備考　退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第15

年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名印

論　　文

1　題　　目

2　印刷公表の方法及び時期

方　　法

時　　期

3　冊　　数　　冊

参考論文

1　題　　目

2　冊　　数　　冊

別記様式第16

学　位　簿

博士（○○）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目	取扱者印

備考　学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

4　神戸大学学生健康診断規程

平成16年４月１日　制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第２条　健康診断は，保健管理センターが行う。

（健康診断の種類）

第３条　健康診断は，定期健康診断及び臨時健康診断とする。

２　定期健康診断は，毎学年定期に行うものとする。

３　臨時健康診断は，保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第４条　学生は，健康診断を受けなければならない。

２　学生は，健康診断を受けなかったときは，保健管理センター所長の定める期間内に，当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

３　前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは，保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第５条　保健管理センター所長は，健康診断の結果を別表により区分し，学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに，学生に通知するものとする。ただし，疾病のない者については，学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第６条　学部長等は，健康診断の結果，疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは，保健管理センター所長と協議の上，当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

２　健康診断の結果，疾病のある者は，前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第７条　疾病のため休学中の者が復学しようとするときは，学部長等を経て，保健管理センター所長に申し出て，健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第８条　第３条の健康診断を受けた者が，健康診断証明書を必要とするときは，これを発行することがある。

附　則

この規程は，平成 16 年４月１日から施行する。

別　表

判　　定　　区　　分		
生活規正の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D（健　康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが，定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健　康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

5　神戸大学学生表彰規程

平成17年2月17日制定

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 55 条第 2 項の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第２条　表彰は，学生及び学生団体のうち，次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 学術研究活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの

ロ　その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

(2) 本学公認課外活動団体の活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模の競技会，公演会，展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め，又は高い評価を受けたもの

ロ　全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの

ハ　公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの

ニ　卒業年度に当たる者で，在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(3) 社会活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　ボランティア活動等において，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ロ　人命救助，犯罪防止，災害救助等に貢献したことにより，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ハ　その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4) 前各号に掲げるもののほか，特に優れた業績，功績等があったと認められるもの

（表彰候補者の推薦）

第３条　各学部長，各研究科長，各課外活動団体の顧問教員等は，前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は，別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

（被表彰者の選考及び決定）

第４条　学長は，前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について，学生委員協議会の議を経て，表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は，学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

２　前項の表彰状に添えて，記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第６条　表彰は，被表彰者が決定された後，速やかに行うものとする。ただし，第 2 条第 2 号に該当する表彰については，原則として毎年 3 月に行うものとする。

（事務）
第７条　表彰に関する事務は，学務部学生支援課において処理する。
（雑則）
第８条　この規程に定めるもののほか，学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は，別に定める。

（途中の附則略）

附　則
この規程は，平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式第１（略）
別記様式第２（略）

6　神戸大学学生懲戒規則

平成16年4月1日制定

（趣　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 55 条の 2（第 72 条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲戒）

第２条　懲戒は，本学の規律に違反し，学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。

(1) 訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

(2) 停学　有期又は無期とし，この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ　本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて，本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み，特に退去を命ぜられない限り，本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ　本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学　命令により退学させ，再入学を認めないこと。

（懲戒の発議）

第４条　懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは，当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）は，その事実関係を調査し，懲戒処分の要否等について審議するものとする。

２　学長が指名した理事は，前項の調査及び審議に際し，必要に応じて，教授会に対し意見を述べることができる。

３　教授会は，懲戒処分の必要があると認めたときは，事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し，学長に懲戒の発議を行わなければならない。

（複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続）

第５条　懲戒の対象となりうる行為が，異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は，教授会は，事実関係の調査及び審議に際して，相互に連絡し，調整するものとする。

（弁明）

第６条　教授会は，第 4 条第 1 項の事実関係の調査を行うに当たり，当該学生にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

２　当該学生は，弁明の際，必要な証拠を提出し，証人の喚問を求めることができるとともに，補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。

３　弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく当該学生が欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）
第７条　学長は，第４条第３項により教授会から発議があったときは，教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て，懲戒処分を決定する。
２　評議会は，前項の審議において必要があると認め，改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては，前条の規定を準用する。
（懲戒処分の通知）
第８条　学長は，懲戒処分を決定した場合は，当該学生に通知しなければならない。
２　懲戒処分の通知は，処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし，交付の不可能な場合には，他の適当な方法により通知する。
（懲戒の発効）
第９条　懲戒の発効日は，懲戒処分書の交付日とする。ただし，やむをえない場合は，この限りでない。
（無期停学の解除）
第10条　教授会は，無期停学の学生について，その発効日から起算して６月を経過した後，停学の解除が妥当であると認めたときは，学長に停学の解除を発議することができる。
２　学長は，前項の発議に基づき，停学を解除する。
（異議申立て）
第11条　懲戒処分を受けた者は，事実誤認，新事実の発見その他の正当な理由があるときは，懲戒の発効日から起算して14日以内に，文書により学長に異議申立てを行うことができる。
２　学長は，前項の異議申立てがあったときは，再審査の要否を評議会に付議するものとする。
３　評議会が再審査の必要があると認めたときは，学長は，教授会に再審査を要請するものとする。

（途中の附則略）

附　則
この規則は，平成27年４月１日から施行する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ

平成16年4月1日教育研究評議会決定

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申し合わせを行うものとする。

1　懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
(1)　学生の本分に反する重大な犯罪行為
(2)　本学の教職員又は学生に対する暴力行為
(3)　本学の施設・設備への重大な破壊行為
(4)　本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

2　教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならず，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。

3　申し合わせ第１項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

7. 神戸大学大学教育推進機構規則等

(1)　神戸大学大学教育推進機構規則

（平成17年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）第２条第３項の規定に基づき，神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的，組織，運営等について定めるものとする。

（目　　的）

第２条　機構は，大学教育の推進を図ることを目的とする。

（組　　織）

第３条　機構に，次の組織を置く。

(1)　大学教育推進本部

(2)　国際教養教育院

(3)　国際コミュニケーションセンター（以下「センター」という。）

(4)　大学教育研究推進室

２　大学教育推進本部，国際教養教育院，センター及び大学教育研究推進室の業務内容は，次の表に掲げるとおりとする。

組　織　名　称	業　務　内　容
大学教育推進本部	・学士課程・大学院課程教育の推進のための全学的な取組の企画・立案に関すること。 ・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの全学的な推進に関すること。 ・専門教育と全学共通教育の連携に関すること。 ・高度教養科目の企画運営に関すること。 ・大学教育のグローバル化の推進に関すること。 ・その他推進本部の業務を実施するために必要なこと。
国際教養教育院	・全学共通授業科目の企画運営に関すること。 ・全学共通授業科目の実施及び担当教員に関すること。 ・全学共通授業科目の評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・全学共通授業科目と専門科目との有機的連携に関すること。 ・国際教養教育院が開講する高度教養科目の実施及び担当教員に関すること。 ・国際教養教育院が開講する高度教養科目の評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。
国際コミュニケーションセンター	・外国語に関する研究・調査に関すること。 ・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関すること。 ・外国語教育環境の整備に関すること。 ・外国語教育に係る支援に関すること。 ・その他センターの業務を実施するために必要なこと。
大学教育研究推進室	・大学教育の推進に係る調査研究に関すること。 ・大学教育の全学的な取組の提案及び支援に関すること。 ・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントの提案及び支援に関すること。 ・神戸大学大学教育推進機構国際教養教育委員会規程（平成27年4月1日制定）第7条第1項に定める専門委員会に関すること。 ・その他推進室の業務を実施するために必要なこと。

（職　　員）

第４条　機構に,次の職員を置く。

(1)　機構長

(2)　副機構長

(3)　大学教育推進本部長

(4)　国際教養教育院長

(5)　国際コミュニケーションセンター長（以下「センター長」という。）

(6)　大学教育研究推進室長

(7)　大学教育推進本部副本部長

(8)　国際教養教育院副院長

(9)　国際コミュニケーションセンター副センター長（以下「副センター長」という。）

(10)　教授，准教授，講師，助教及び助手

(11)　その他の職員

（以下略）

（2）神戸大学全学共通授業科目履修規則

（平成 16 年 4 月 1 日制定）
最終改正令和 2 年 3 月 26 日

（趣　旨）
第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき，全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。
（全学共通授業科目の区分）
第２条　全学共通授業科目の区分は，次のとおりとする。
　基礎教養科目
　総合教養科目
　外国語科目
　情報科目
　健康・スポーツ科学
　共通専門基礎科目
　資格免許のための科目
　その他必要と認める科目
（全学共通授業科目及び単位数）
第３条　全学共通授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。
２　前項に規定するもののほか，臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
３　前項の授業科目及び単位数は，開設の都度定める。
（全学共通授業科目の年次配当）
第４条　全学共通授業科目の各年次の配当は，各学部規則の定めるところによる。
（履修要件）
第５条　全学共通授業科目の履修要件は，各学部規則の定めるところによる。
（履修手続）
第６条　学生は，毎学期指定の期日までに，履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。
（試験）
第７条　試験は，授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。
２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。
３　不合格となった全学共通授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。
４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。
（成績評価基準）
第８条　教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院長が定める。

附　則

1　この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，神戸大学学則等を廃止する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

附　則

1　この規則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 27 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1 この規則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，改正後の第 2 条及び別表（基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

1　この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表（第３条関係）

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等			授業科目	単位	備考
基礎教養科目	人文系	哲学	哲学	1	
		心理学	心理学A	1	
			心理学B	1	
		論理学	論理学	1	
		教育学	教育学A	1	
			教育学B	1	
		倫理学	倫理学	1	
	社会科学系	法学	法学A	1	
			法学B	1	
		政治学	政治学A	1	
			政治学B	1	
		経済学	経済学A	1	
			経済学B	1	
		経営学	経営学	1	
		社会学	社会学	1	
		教育社会学	教育社会学	1	
		地理学	地理学	1	
	生命科学系	医学	医学A	1	
			医学B	1	
		保健学	保健学A	1	
			保健学B	1	
			健康科学A	1	
			健康科学B	1	
		生物学	生物学A	1	
			生物学B	1	
			生物学C	1	
	自然科学系	数学	数学A	1	
			数学B	1	
			数学C	1	
			数学D	1	
		物理学	物理学A	1	
			物理学B	1	
		化学	化学A	1	
			化学B	1	
			化学C	1	
			化学D	1	
		惑星学	惑星学C	1	
			惑星学D	1	

	自然科学系	情報科学	情報学A	1	
			情報学B	1	
総合教養科目	（1）多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1	
		文学	文学A	1	
			文学B	1	
		言語科学	言語科学A	1	
			言語科学B	1	
		芸術と文化	芸術と文化A	1	
			芸術と文化B	1	
		日本史	日本史A	1	
			日本史B	1	
		東洋史	東洋史A	1	
			東洋史B	1	
		アジア史	アジア史A	1	
			アジア史B	1	
		西洋史	西洋史A	1	
			西洋史B	1	
		考古学	考古学A	1	
			考古学B	1	
		芸術史	芸術史A	1	
			芸術史B	1	
		美術史	美術史A	1	
			美術史B	1	
		科学史	科学史A	1	
			科学史B	1	
		社会思想史	社会思想史	1	
		文化人類学	文化人類学	1	
		現代社会論	現代社会論A	1	
			現代社会論B	1	
		越境する文化	越境する文化	1	
		生活環境と技術	生活環境と技術	1	
		カタチの文化学	カタチの文化学	1	
		科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
	（2）自然界の成り立ち	現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	
			カタチの自然学B	1	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
			ものづくりと科学技術B	1	

総合教養科目	(1)然界の成り立ち	生命科学	生命科学A	1	
			生命科学B	1	
		生物資源と農業	生物資源と農業A	1	
			生物資源と農業B	1	
			生物資源と農業C	1	
			生物資源と農業D	1	
	(3)グローバルイシュー	環境学入門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
		社会と人権	社会と人権A	1	
			社会と人権B	1	
		男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	
			男女共同参画とジェンダーB	1	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		EU基礎論	EU基礎論	1	
		国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1	
			国際協力の現状と課題B	1	
		政治と社会	政治と社会	1	
		社会生活と法	社会生活と法	1	
		国家と法	国家と法	1	
		現代の経済	現代の経済A	1	
			現代の経済B	1	
		経済社会の発展 地球史における生物の変遷	経済社会の発展	1	
			地球史における生物の変遷	1	
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	
		人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	
		食と健康	食と健康A	1	
			食と健康B	1	
		資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1	
			資源・材料とエネルギーB	1	
	(4)ESD	ESD基礎	ESD基礎（持続可能な社会づくり1）	1	
		ESD論	ESD論（持続可能な社会づくり2）A	1	
			ESD論（持続可能な社会づくり2）B	1	
		ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
			ESD生涯学習論B	1	
		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	
	(5)キャリア科目	企業社会論	企業社会論A	1	
			企業社会論B	1	
		職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
			職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	

総合教養科目	（5）キャリア科目	社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	2	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	
		グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2	
	（6）神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	
			神戸大学史B	1	
		神戸大学の研究最前線	神戸大学の研究最前線A	1	
			神戸大学の研究最前線B	1	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災A	1	
			阪神・淡路大震災B	1	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	
			地域社会形成基礎論	1	
			日本酒学入門	1	
		海への誘い	海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	
	（7）データサイエンス	データサイエンス入門	データサイエンス入門A	1	
			データサイエンス入門B	1	
		データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	
			データサイエンス概論B	1	
外国語科目	外国語第Ⅰ		Academic English Communication A1	0.5	
			Academic English Communication A2	0.5	
			Academic English Communication B1	0.5	
			Academic English Communication B2	0.5	
			Academic English Communication B1（選抜上級クラス）	0.5	
			Academic English Communication B2（選抜上級クラス）	0.5	
			Academic English Literacy A1	0.5	
			Academic English Literacy A2	0.5	
			Academic English Literacy B1	0.5	
			Academic English Literacy B2	0.5	
			Academic English Literacy B1（選抜上級クラス）	0.5	
			Academic English Literacy B2（選抜上級クラス）	0.5	
			Autonomous English 1	0.5	
			Autonomous English 2	0.5	
			Advanced English Online 1	0.5	
			Advanced English Online 2	0.5	
			Advanced English（海外研修）	1	
	外国語第Ⅱ		ドイツ語初級A１	0.5	
			ドイツ語初級A２	0.5	
			ドイツ語初級B１	0.5	

外国語科目	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級Ｂ２	0.5	
		ドイツ語初級Ａ３	0.5	
		ドイツ語初級Ａ４	0.5	
		ドイツ語初級Ｂ３	0.5	
		ドイツ語初級Ｂ４	0.5	
		ドイツ語初級ＳＡ３	0.5	
		ドイツ語初級ＳＡ４	0.5	
		ドイツ語初級ＳＢ３	0.5	
		ドイツ語初級ＳＢ４	0.5	
		ドイツ語中級Ｃ１	0.5	
		ドイツ語中級Ｃ２	0.5	
		フランス語初級Ａ１	0.5	
		フランス語初級Ａ２	0.5	
		フランス語初級Ｂ１	0.5	
		フランス語初級Ｂ２	0.5	
		フランス語初級Ａ３	0.5	
		フランス語初級Ａ４	0.5	
		フランス語初級Ｂ３	0.5	
		フランス語初級Ｂ４	0.5	
		フランス語初級ＳＡ３	0.5	
		フランス語初級ＳＡ４	0.5	
		フランス語初級ＳＢ３	0.5	
		フランス語初級ＳＢ４	0.5	
		フランス語中級Ｃ１	0.5	
		フランス語中級Ｃ２	0.5	
		中国語初級Ａ１	0.5	
		中国語初級Ａ２	0.5	
		中国語初級Ｂ１	0.5	
		中国語初級Ｂ２	0.5	
		中国語初級Ａ３	0.5	
		中国語初級Ａ４	0.5	
		中国語初級Ｂ３	0.5	
		中国語初級Ｂ４	0.5	
		中国語初級ＳＡ３	0.5	
		中国語初級ＳＡ４	0.5	
		中国語初級ＳＢ３	0.5	
		中国語初級ＳＢ４	0.5	
		中国語中級Ｃ１	0.5	
		中国語中級Ｃ２	0.5	
		ロシア語初級Ａ１	0.5	

外国語科目	外国語第Ⅱ	ロシア語初級Ａ２	0.5	
		ロシア語初級Ｂ１	0.5	
		ロシア語初級Ｂ２	0.5	
		ロシア語初級Ａ３	0.5	
		ロシア語初級Ａ４	0.5	
		ロシア語初級Ｂ３	0.5	
		ロシア語初級Ｂ４	0.5	
		ロシア語中級Ｃ１	0.5	
		ロシア語中級Ｃ２	0.5	
	外国語第Ⅲ	第三外国語（ドイツ語）Ｔ１	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ２	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ３	0.5	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ４	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ１	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ２	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ３	0.5	
		第三外国語（フランス語）Ｔ４	0.5	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学１	1	
		情報科学２	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義Ａ	1	
		健康・スポーツ科学講義Ｂ	1	
		健康・スポーツ科学講義Ｃ	1	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	
		健康・スポーツ科学実習１	0.5	
		健康・スポーツ科学実習２	0.5	
共通専門基礎科目		心と行動	2	
		線形代数入門１	1	
		線形代数入門２	1	
		線形代数１	1	
		線形代数２	1	
		線形代数３	1	
		線形代数４	1	
		微分積分入門１	1	
		微分積分入門２	1	
		微分積分１	1	
		微分積分２	1	
		微分積分３	1	
		微分積分４	1	
		数理統計１	1	

共通専門基礎科目	数理統計２	1	
	物理学入門	1	
	力学基礎１	1	
	力学基礎２	1	
	電磁気学基礎１	1	
	電磁気学基礎２	1	
	連続体力学基礎	1	
	熱力学基礎	1	
	量子力学基礎	1	
	相対論基礎	1	
	物理学実験基礎	1	
	物理学実験	2	
	基礎無機化学１	1	
	基礎無機化学２	1	
	基礎物理化学１	1	
	基礎物理化学２	1	
	基礎有機化学１	1	
	基礎有機化学２	1	
	化学実験１	1	
	化学実験２	1	
	生物学概論Ａ１	1	
	生物学概論Ａ２	1	
	生物学概論Ｂ１	1	
	生物学概論Ｂ２	1	
	生物学概論Ｃ１	1	
	生物学概論Ｃ２	1	
	生物学概論Ｄ１	1	
	生物学概論Ｄ２	1	
	生物学各論Ａ１	1	
	生物学各論Ａ２	1	
	生物学各論Ｂ１	1	
	生物学各論Ｂ２	1	
	生物学各論Ｃ１	1	
	生物学各論Ｃ２	1	
	生物学各論Ｄ１	1	
	生物学各論Ｄ２	1	
	生物学各論Ｅ１	1	
	生物学各論Ｅ２	1	
	生物学実験１	1	
	生物学実験２	1	

共通専門基礎科目	基礎地学１	1	
	基礎地学２	1	
	地学実験Ａ	1	
	地学実験Ｂ	1	
資格免許のための科目	日本国憲法１	1	
	日本国憲法２	1	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

(3) 全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規

平成 29 年 1 月 26 日制定
最終改正　令和元年 12 月 26 日

(趣　旨)

第１条　この内規は，神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）第 35 条第 1 項及び第 36 条第 2 項に規定する大学以外の教育施設等における学修及び入学前の大学以外の教育施設等における学修について必要な事項を定める。

(定義)

第２条　この内規において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　ギャップターム　在学中に授業を履修せず，大学以外で学修する期間をいう。

⑵　海外学修　ギャップタームにおいて，海外で，語学学校における研修，インターンシップ及びボランティア活動等の学修を行うことをいう。

(単位授与を行う学修等)

第３条　規則第 35 条第 1 項及び第 36 条第 2 項により全学共通授業科目の履修とみなし，単位授与を行うことができる学修等は，別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(申請手続等)

第４条　別表第 1 及び別表第 2 に定める学修について単位授与を受けようとする者は，全学共通授業科目の単位授与申請書により，大学が定める期日までに所属学部長に申請するものとする。

2　休学中の者は，別表第 1 に定める科目の申請はできない。

(審査及び単位授与)

第５条　各学部長は，前条の規定による申請があった場合は，教授会の議を経て単位授与を行い，所定の期日までに神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院長（以下「国際教養教育院長」という。）へ報告するものとする。

2　既に単位を修得済みの授業科目について，重複して単位授与を行うことはできない。

3　この内規により全学共通授業科目の単位授与を受けた際の英語外部試験の成績をもって他の全学共通授業科目及び専門科目の単位授与を受けることはできない。

4　別表第 2 に定める学修に関する単位授与は，1 回に限るものとする。

(申請者への通知)

第６条　単位授与の結果は，成績証明書への記載により申請者に通知するものとする。

(雑　則)

第７条　この内規に定めるもののほか，この内規の実施に関し必要な事項は，国際教養教育院長が定める。

附　則

この内規は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は，平成 30 年 4 月 1 日から施行し，改正後の全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規の規定は，平成 29 年度に入学した者から適用する。

附　則

1　この内規は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附　則

この内規は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)　単位授与の対象とする学修等

申請時期 ※1	対象とする英語外部試験の得点又は級　※2	対象学部（学科）	授業科目名	単位数	単位授与の時期 ※1	評価	受験年月日　※1
入学年度の 5 月	TOEFL-ITP 560 以上 TOEFL-iBT 83 以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 800 以上 IELTS 6.0 以上 実用英語技能検定 1 級	医学部医学科を除く全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Literacy B2 Academic English Communication B1 Academic English Communication B2	2	1 年次前期	秀	入学前年度 6 月 1 日以降に受験したもの

※1　入学月より休学し，在学期間のない学生が 4 月より復学する場合は，申請時期を「復学直後の 5 月」，単位授与の時期を「復学年度の前期」，受験年月日を「復学前年度 6 月 1 日以降に受験したもの」とする。

※2　TOEFL-ITP 及び TOEIC Listening & Reading Test-IP は，神戸大学英語外部試験又は大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

別表第 2(第 3 条関係)　単位授与の対象とする学修等

配当年次等	対象とする英語外部試験の得点	対象学部	授業科目名	単位数	単位授与の時期	評価	申請期限	受験年月日
1 年次第 1 クォーター	TOEFL-ITP 480 以上 TOEFL-iBT 55 以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 650 以上	全学部	Academic English Literacy A1 Academic English Communication A1	1	海外学修を行った年度の前期	合格	海外学修を行った年度の前期末	申請の 1 年前から，海外学修を行った年度の前期末までに受験したもの
		国際人間科学部	Autonomous English 1	0.5		合格		
1 年次第 2 クォーター		全学部	Academic English Literacy A2 Academic English Communication A2	1		合格	海外学修を行った年度の第 3 クォーター末	申請の 1 年前から，海外学修を行った年度の第 3 クォーター末までに受験したもの
		国際人間科学部	Autonomous English 2	0.5		合格		
1 年次第 3 クォーター	TOEFL-ITP 490 以上 TOEFL-iBT 58 以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 680 以上	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Communication B1	1	海外学修を行った年度の後期	合格	海外学修を行った年度の後期末	申請の 1 年前から，海外学修を行った年度の後期末までに受験したもの
1 年次第 4 クォーター		全学部	Academic English Literacy B2 Academic English Communication B2	1		合格	海外学修を行った翌年度の第 1 クォーター末	申請の 1 年前から，海外学修を行った翌年度の第 1 クォーター末までに受験したもの

※TOEFL-ITP 及び TOEIC Listening & Reading Test-IP は，神戸大学英語外部試験又は大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

(4) 全学共通授業科目における GPA の取扱いについて
（平成 24 年度入学者から適用）

（平成 24 年 5 月 31 日　運営協議会決定）
最終改正　令和元年 12 月 26 日
適用年月日　令和２年　4 月　1 日

１．ＧＰＡ対象科目について

全学共通授業科目は，「情報基礎」，「Advanced English Online 1」，「Advanced English Online 2」，「物理学入門」，「総合科目Ⅰ，Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き，全てＧＰＡ対象科目です。

（別表参照）

２．GPA 計算方法について

全学共通授業科目は，全学の「ＧＰＡの取扱い」に準じて計算を行いますが，以下の授業科目については取扱いが異なります。

（１）基礎教養科目・総合教養科目・基礎教養科目・総合教養科目は，当該学期に履修したすべての授業科目の成績がＧＰＡ計算式に算入されます。

また，過去に「不可」の成績がある場合は，新たに科目を履修することにより，当該成績の合格・不合格にかかわらず，１科目につき，同授業科目区分の同単位数の１科目の過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は，同一でなくても構いません。

なお，過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が２単位以上の場合は，新たに同授業科目区分の同単位数分の科目を履修することにより，過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。

（２）健康・スポーツ科学（健康・スポーツ科学講義Ａ，Ｂ，Ｃ）

健康・スポーツ科学講義Ａ，Ｂ，Ｃは，当該学期に履修したすべての授業科目の成績がＧＰＡ計算式に算入されます。

また，過去に「不可」の成績がある場合は，新たに科目を履修することにより，当該成績の合格・不合格にかかわらず，１科目につき，同授業科目区分の同単位数の１科目の過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は，同一でなくても構いません。

３．履修取消について

・やむを得ない事情により，履修取消期間外に手続きが必要な場合は，所属する学部の教務担当係に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば，履修の取り消しができます。

・集中講義については，講義最終日の前日までとします。（別途，掲示等により指示します。）

４．その他

（１）１について，平成 28 年度入学者は「物理学入門」をＧＰＡ対象科目とします。

（２）１について，平成 28・29 年度入学者は「Autonomous English 1, 2」をＧＰＡ対象外科目とします。

（3）2（1）について，平成 27 年度以前入学者は以下のとおり取り扱います。

基礎教養科目・総合教養科目は，当該学期に履修したすべての授業科目の成績がＧＰＡ計算式に算入されます。

また，基礎教養科目・総合教養科目・教養原論において過去に「不可」の成績がある場合は，新たに科目を履修することにより，当該成績の合格・不合格にかかわらず，1 科目につき，同単位数の 1 科目の過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は，同一でなくても構いません。

なお，過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が 2 単位以上の場合は，新たに同単位数分の科目を履修することにより，過去の「不可」の成績がＧＰＡ計算式から除外されます。

（4）2（2）については，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表

（基礎教養科目，総合教養科目）

授業科目の区分等			授業科目	単位		備考
基礎教養科目	人文系	哲学	哲学	1	○	
		心理学	心理学A	1	○	
			心理学B	1	○	
		論理学	論理学	1	○	
		教育学	教育学A	1	○	
			教育学B	1	○	
		倫理学	倫理学	1	○	
	社会科学系	法学	法学A	1	○	
			法学B	1	○	
		政治学	政治学A	1	○	
			政治学B	1	○	
		経済学	経済学A	1	○	
			経済学B	1	○	
		経営学	経営学	1	○	
		社会学	社会学	1	○	
		教育社会学	教育社会学	1	○	
		地理学	地理学	1	○	
	生命科学系	医学	医学A	1	○	
			医学B	1	○	
		保健学	保健学A	1	○	
			保健学B	1	○	
			健康科学A	1	○	
			健康科学B	1	○	
		生物学	生物学A	1	○	
			生物学B	1	○	
			生物学C	1	○	
	自然科学系	数学	数学A	1	○	
			数学B	1	○	
			数学C	1	○	
			数学D	1	○	
		物理学	物理学A	1	○	
			物理学B	1	○	
		化学	化学A	1	○	
			化学B	1	○	
			化学C	1	○	
			化学D	1	○	
		惑星学	惑星学C	1	○	
			惑星学D	1	○	

総合教養科目	(1)多文化理解	情報科学	情報学A	1	○	
			情報学B	1	○	
		教育と人間形成	教育と人間形成	1	○	
		文学	文学A	1	○	
			文学B	1	○	
		言語科学	言語科学A	1	○	
			言語科学B	1	○	
		芸術と文化	芸術と文化A	1	○	
			芸術と文化B	1	○	
		日本史	日本史A	1	○	
			日本史B	1	○	
		東洋史	東洋史A	1	○	
			東洋史B	1	○	
		アジア史	アジア史A	1	○	
			アジア史B	1	○	
		西洋史	西洋史A	1	○	
			西洋史B	1	○	
		考古学	考古学A	1	○	
			考古学B	1	○	
		芸術史	芸術史A	1	○	
			芸術史B	1	○	
		美術史	美術史A	1	○	
			美術史B	1	○	
		科学史	科学史A	1	○	
			科学史B	1	○	
		社会思想史	社会思想史	1	○	
		文化人類学	文化人類学	1	○	
		現代社会論	現代社会論A	1	○	
			現代社会論B	1	○	
		越境する文化	越境する文化	1	○	
		生活環境と技術	生活環境と技術	1	○	
		カタチの文化学	カタチの文化学	1	○	
	(2)自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	○	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	○	
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	○	
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	○	
			カタチの自然学B	1	○	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	○	
			ものづくりと科学技術B	1	○	

総合教養科目	(2)自然界の成り立ち	生命科学	生命科学A	1	○	
			生命科学B	1	○	
		生物資源と農業	生物資源と農業A	1	○	
			生物資源と農業B	1	○	
			生物資源と農業C	1	○	
			生物資源と農業D	1	○	
	(3)グローバルイシュー	環境学入門	環境学入門A	1	○	
			環境学入門B	1	○	
		社会と人権	社会と人権A	1	○	
			社会と人権B	1	○	
		男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	○	
			男女共同参画とジェンダーB	1	○	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	○	
		EU基礎論	EU基礎論	1	○	
		国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1	○	
			国際協力の現状と課題B	1	○	
		政治と社会	政治と社会	1	○	
		社会生活と法	社会生活と法	1	○	
		国家と法	国家と法	1	○	
		現代の経済	現代の経済A	1	○	
			現代の経済B	1	○	
		経済社会の発展	経済社会の発展	1	○	
		地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	○	
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	○	
		人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	○	
		食と健康	食と健康A	1	○	
			食と健康B	1	○	
		資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1	○	
			資源・材料とエネルギーB	1	○	
	(4)ESD	ESD基礎	ESD基礎（持続可能な社会づくり1）	1	○	
		ESD論	ESD論（持続可能な社会づくり2）A	1	○	
			ESD論（持続可能な社会づくり2）B	1	○	
		ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	○	
			ESD生涯学習論B	1	○	
		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	○	

総合教養科目	(5)キャリア科目	企業社会論	企業社会論A	1	○	
			企業社会論B	1	○	
		職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	○	
			職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	○	
		社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	社会基礎学（グローバル人材に不可欠な教養）	2	○	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	○	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	○	
		グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2	○	
	(6)神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	○	
			神戸大学史B	1	○	
		神戸大学の研究最前線	神戸大学の研究最前線A	1	○	
			神戸大学の研究最前線B	1	○	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災A	1	○	
			阪神・淡路大震災B	1	○	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	○	
			地域社会形成基礎論	1	○	
			日本酒学入門	1	○	
		海への誘い	海への誘い	2	○	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	○	
	(7)データサイエンス	データサイエンス入門	データサイエンス入門A	1	○	
			データサイエンス入門B	1	○	
		データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	○	
			データサイエンス概論B	1	○	
（外国語科目，健康・スポーツ科学，情報科目，資格免許のための科目，その他必要と認める科目）						
外国語科目	外国語第Ⅰ		Academic English Communication A1	0.5	○	
			Academic EnglishCommunication A2	0.5	○	
			Academic EnglishCommunication B1	0.5	○	
			Academic EnglishCommunication B2	0.5	○	
			Academic English Communication B1（選抜上級クラス）	0.5	○	
			Academic English Communication B2（選抜上級クラス）	0.5	○	
			Academic English Literacy A1	0.5	○	
			Academic English Literacy A2	0.5	○	
			Academic English Literacy B1	0.5	○	

外国語科目	外国語第Ⅰ	Academic English Literacy B2	0.5	○	
		Academic English Literacy B1（選抜上級クラス）	0.5	○	
		Academic English Literacy B2（選抜上級クラス）	0.5	○	
		Autonomous English 1	0.5	○	
		Autonomous English 2	0.5	○	
		Advanced English Online 1	0.5	対象外	合否評価
		Advanced English Online 2	0.5	対象外	合否評価
		Advanced English（海外研修）	1	○	
	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級Ａ１	0.5	○	
		ドイツ語初級Ａ２	0.5	○	
		ドイツ語初級Ｂ１	0.5	○	
		ドイツ語初級Ｂ２	0.5	○	
		ドイツ語初級Ａ３	0.5	○	
		ドイツ語初級Ａ４	0.5	○	
		ドイツ語初級Ｂ３	0.5	○	
		ドイツ語初級Ｂ４	0.5	○	
		ドイツ語初級ＳＡ３	0.5	○	
		ドイツ語初級ＳＡ４	0.5	○	
		ドイツ語初級ＳＢ３	0.5	○	
		ドイツ語初級ＳＢ４	0.5	○	
		ドイツ語中級Ｃ１	0.5	○	
		ドイツ語中級Ｃ２	0.5	○	
		フランス語初級Ａ１	0.5	○	
		フランス語初級Ａ２	0.5	○	
		フランス語初級Ｂ１	0.5	○	
		フランス語初級Ｂ２	0.5	○	
		フランス語初級Ａ３	0.5	○	
		フランス語初級Ａ４	0.5	○	
		フランス語初級Ｂ３	0.5	○	
		フランス語初級Ｂ４	0.5	○	
		フランス語初級ＳＡ３	0.5	○	
		フランス語初級ＳＡ４	0.5	○	
		フランス語初級ＳＢ３	0.5	○	
		フランス語初級ＳＢ４	0.5	○	
		フランス語中級Ｃ１	0.5	○	
		フランス語中級Ｃ２	0.5	○	
		中国語初級Ａ１	0.5	○	
		中国語初級Ａ２	0.5	○	
		中国語初級Ｂ１	0.5	○	

外国語科目	外国語第Ⅱ	中国語初級Ｂ２	0.5	○	
		中国語初級Ａ３	0.5	○	
		中国語初級Ａ４	0.5	○	
		中国語初級Ｂ３	0.5	○	
		中国語初級Ｂ４	0.5	○	
		中国語初級ＳＡ３	0.5	○	
		中国語初級ＳＡ４	0.5	○	
		中国語初級ＳＢ３	0.5	○	
		中国語初級ＳＢ４	0.5	○	
		中国語中級Ｃ１	0.5	○	
		中国語中級Ｃ２	0.5	○	
		ロシア語初級Ａ１	0.5	○	
		ロシア語初級Ａ２	0.5	○	
		ロシア語初級Ｂ１	0.5	○	
		ロシア語初級Ｂ２	0.5	○	
		ロシア語初級Ａ３	0.5	○	
		ロシア語初級Ａ４	0.5	○	
		ロシア語初級Ｂ３	0.5	○	
		ロシア語初級Ｂ４	0.5	○	
		ロシア語中級Ｃ１	0.5	○	
		ロシア語中級Ｃ２	0.5	○	
	外国語第Ⅲ	第三外国語（ドイツ語）Ｔ１	0.5	○	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ２	0.5	○	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ３	0.5	○	
		第三外国語（ドイツ語）Ｔ４	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）Ｔ１	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）Ｔ２	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）Ｔ３	0.5	○	
		第三外国語（フランス語）Ｔ４	0.5	○	
情報科目		情報基礎	1	対象外	合否評価
		情報科学１	1	○	
		情報科学２	1	○	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義Ａ	1	○	
		健康・スポーツ科学講義Ｂ	1	○	
		健康・スポーツ科学講義Ｃ	1	○	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	○	
		健康・スポーツ科学実習１	0.5	○	
		健康・スポーツ科学実習２	0.5	○	
資格免許のための科目		日本国憲法１	1	対象外	
		日本国憲法２	1	対象外	
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ		対象外	
		総合科目Ⅱ		対象外	

共通専門基礎科目	心と行動	2	○	
	線形代数入門１	1	○	
	線形代数入門２	1	○	
	線形代数１	1	○	
	線形代数２	1	○	
	線形代数３	1	○	
	線形代数４	1	○	
	微分積分入門１	1	○	
	微分積分入門２	1	○	
	微分積分１	1	○	
	微分積分２	1	○	
	微分積分３	1	○	
	微分積分４	1	○	
	数理統計１	1	○	
	数理統計２	1	○	
	物理学入門	1	対象外	合否評価
	力学基礎１	1	○	
	力学基礎２	1	○	
	電磁気学基礎１	1	○	
	電磁気学基礎２	1	○	
	連続体力学基礎	1	○	
	熱力学基礎	1	○	
	量子力学基礎	1	○	
	相対論基礎	1	○	
	物理学実験基礎	1	○	
	物理学実験	2	○	
	基礎無機化学１	1	○	
	基礎無機化学２	1	○	
	基礎物理化学１	1	○	
	基礎物理化学２	1	○	
	基礎有機化学１	1	○	
	基礎有機化学２	1	○	
	化学実験１	1	○	
	化学実験２	1	○	
	生物学概論Ａ１	1	○	
	生物学概論Ａ２	1	○	
	生物学概論Ｂ１	1	○	
	生物学概論Ｂ２	1	○	
	生物学概論Ｃ１	1	○	
	生物学概論Ｃ２	1	○	

共通専門基礎科目	生物学概論Ｄ１	1	○	
	生物学概論Ｄ２	1	○	
	生物学各論Ａ１	1	○	
	生物学各論Ａ２	1	○	
	生物学各論Ｂ１	1	○	
	生物学各論Ｂ２	1	○	
	生物学各論Ｃ１		○	
	生物学各論Ｃ２	1	○	
	生物学各論Ｄ１	1	○	
	生物学各論Ｄ２	1	○	
	生物学各論Ｅ１	1	○	
	生物学各論Ｅ２	1	○	
	生物学実験１	1	○	
	生物学実験２	1	○	
	基礎地学１	1	○	
	基礎地学２	1	○	
	地学実験Ａ	1	○	
	地学実験Ｂ	1	○	

(5)　再試験制度に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第３項の規程に基づき，再試験制度に関する事項について定める。

第２条　再試験資格制度とは，共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては，外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち，次条の条件を満たす場合に限り，同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第３条　再試験の受験資格は，次の各項の条件をすべて満たしていなければならない。

(1)　受験をした科目の成績が，50点（５割）以上であること。

(2)　科目への出席日数が，所定の３分の２以上であること。

第４条　再試験の実施時期及び実施方法は，次のとおりとする。

(1)　再試験は，当該学期中に実施する。

(2)　再試験該当者の発表は，原則として当該定期期末試験終了後の２週間以内に提示等により発表する。

(3)　再試験は，当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず，別に行うことがある。

(4)　試験時間は，60分又は90分とする。

(5)　再試験の問題作成及び採点は，原則として授業担当教員が行う。

(6)　再試験の監督は，当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第５条　再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

（途中の附則略）

附　則

この内規は，平成28年４月１日から施行する。

再試験できる授業科目（学部別）

① 2020 年度以降入学者用

農学部　食料環境システム学科

生産環境工学コース　線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２

資源生命科学科

応用動物学コース　基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１
基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２，
生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２

生命機能科学科

応用生命化学コース　基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１，
基礎物理化学２

② 2019 年度以降入学者用

農学部　食料環境システム学科

生産環境工学コース　線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２

資源生命科学科

応用動物学コース　基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１
基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２，
生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２

生命機能科学科

応用生命化学コース　基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１，
基礎物理化学２

③ 2016 年度～ 2018 年度入学者用

農学部　食料環境システム学科

生産環境工学コース　線形代数１，線形代数２，微分積分１，微分積分２

資源生命科学科

応用動物学コース　基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎有機化学１
基礎有機化学２，生物学各論Ｂ１，生物学各論Ｂ２，
生物学各論Ｄ１，生物学各論Ｄ２

生命機能科学科

応用生命化学コース　有機化学１，有機化学２，有機化学３，有機化学４，
基礎無機化学１，基礎無機化学２，基礎物理化学１，
基礎物理化学２

環境生物学コース　有機化学１，有機化学２

④ 2009 年度～ 2015 年度入学者用　　※（　）内の新カリキュラム科目を履修・受験

農学部　食料環境システム学科

生産環境工学コース	線形代数学１（線形代数１・線形代数２）， 微分積分学１（微分積分１・微分積分２）
資源生命科学科	
応用動物学コース	基礎無機化学（基礎無機化学１・基礎無機化学２）， 基礎有機化学（基礎有機化学１・基礎有機化学２）， 生物学Ⅱ（生物学各論Ｂ１・生物学各論Ｂ２）， 生物学Ⅲ（生物学各論Ｄ１・生物学各論Ｄ２）
生命機能科学科	
応用生命化学コース	有機化学Ⅰ（有機化学１・有機化学２）， 有機化学Ⅱ（有機化学３・有機化学４）， 基礎無機化学（基礎無機化学１・基礎無機化学２）， 基礎物理化学（基礎物理化学１・基礎物理化学２）
環境生物学コース	有機化学Ⅰ（有機化学１・有機化学２）

(6) 追試験に関する内規

平成16年４月１日制定

第１条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第４項の規程に基づき，追試験に関する事項について定める。

第２条　追試験は原則として行わないが，次の各号の一に該当する場合は，大学教育推進機構国際教養教育委員会の議を経て行うことがある。　－ 71 －

(1)　急性の病気
(2)　忌引（配偶者，二親等内の親族）
(3)　不慮の事故（自損，他損を問わない。）
(4)　公共交通機関の運休又は大幅な遅延
(5)　大学の授業科目として行われる実習（教育実習，介護体験，学外での調査・見学等）
(6)　その他やむを得ない事由

２　前項第２号の忌引の期間は，次の各号に掲げる親族に応じ，当該各号に定める期間とする。

(1)　配偶者又は父母　７日以内
(2)　子　５日以内
(3)　配偶者の父母　３日以内
(4)　二親等の親族　３日以内

第３条　追試験の願い出は，事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。

第４条　追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後１週間以内とする。

第５条　追試験の実施時期は原則として，許可後１週間以内とする。

第６条　定期期末試験以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第７条　休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については，追試験を行わない。

附　則

この内規は，平成27年４月１日から施行する。

(7)　全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

（平成 16 年 4 月 1 日制定）
最終改正　平成 31 年 1 月 24 日

全学共通授業科目に係る授業を円滑，かつ，効果的に実施するため，その履修方法を次のとおり取り扱う。

1　全学共通授業科目の履修は，自己の所属する学部・学科・クラスなどにより，指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。

2　単位の未修得により，入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も，原則として，学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。ただし，外国語科目必修科目，健康・スポーツ科学実習１及び健康・スポーツ科学実習２を除く。

授業科目を再履修する場合において，授業科目の授業の方法・内容等から，次に定める授業科目（＊）については，抽選登録を行うこととする。なお，共通専門基礎科目実験科目については，別紙「受講許可カード交付願」により，所定の受講許可カードの交付を受け，授業担当教員の承認を得なければならない。

＊抽選登録を行う授業科目

⑴ 外国語科目（必修科目のみ）
⑵ 情報基礎
⑶ 数学系の共通専門基礎科目

3　基礎教養科目・総合教養科目において，「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は，別に定めるものとする。

4　基礎教養科目・総合教養科目以外の授業科目において，学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は，次に定める範囲において，別紙「(学部指定外開講枠) 履修登録願」に所属学部の許可を受け，指定する日程までに提出後，授業担当教員の承認が得られた場合に限り，学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

⑴ 次の共通専門基礎科目（物理学実験，物理学実験基礎，化学実験１，化学実験２，生物学実験１及び生物学実験２を除く。）
　数学系，物理学系，化学系の授業科目
⑵ 情報科学１，情報科学２
⑶ 健康・スポーツ科学（健康・スポーツ科学実習１，２を除く。）

（途中の附則略）

附　則

この申合せは，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別紙「受講許可カード交付願」略

8　神戸大学国際連携推進機構国際教育総合センター規程等

（趣　旨）

第１条　この規程は，神戸大学国際連携推進機構規則(平成19年5月29日制定)第3条第3項の規定に基づき，神戸大学国際連携推進機構（以下「機構」という。）に置く国際教育総合センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（業　務）

第２条　センターのプログラムコーディネート部門は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　神戸大学(以下「本学」という。)の国際性を活かした特色ある教育プログラムの開発・推進を支援すること。

(2)　海外大学との連携に基づく学際的な教育プロジェクトの企画立案に関すること。

(3)　神戸大学EUエキスパート人材養成プログラムの運営に関すること。

(4)　本学の大学間交流協定校（以下「協定校」という。）との学生及び教員の交流活動の支援に関すること。

(5)　EUインスティテュート関西に関すること。

(6)　その他協定校との教育交流の推進に寄与するために必要なこと。

２　センターの留学生教育部門は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　留学生交流の推進に関し必要なこと。

(2)　外国人留学生に対し，日本語及び日本事情に関する教育を行うこと。

(3)　神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)に定める日本語等授業科目の教育に関すること。

(4)　外国人留学生の所属する学部又は研究科の協力を得て，外国人留学生に対し，修学上及び生活上の指導助言を行うこと。

(5)　海外留学を希望する学生に対し，修学上及び生活上の指導助言を行うこと。

(6)　留学生教育に関する調査研究を行うこと。

(7)　その他外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に寄与するために必要なこと。

（以下略）

神戸大学日本語等授業科目履修規則

平成16年４月１日制定

（趣　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。）第28条第２項の規定に基づき，日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（日本語等授業科目及び単位数）

第２条　日本語等授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

（履修手続）

第３条　学生は，毎学期指定の期日までに，履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（試　験）

第４条　試験は，授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。

３　不合格となった日本語等授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。

４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，国際連携推進機構国際教育総合センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

（単位の取扱）

第５条　日本語等授業科目の単位の取扱については，各学部規則の定めるところによる。

（雑　則）

第６条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，国際教育総合センター留学生教育部門長が定める。

（途中の附則略）

附　則

１　この規則は，平成28年4月1日から施行する。

別　表（第2条関係）

授業科目	単位
日 本 語 Ｉ Ａ	0.5
日 本 語 Ｉ Ｂ	0.5
日 本 語 II Ａ	0.5
日 本 語 II Ｂ	0.5
日 本 語 III Ａ	0.5
日 本 語 III Ｂ	0.5
日 本 語 IV Ａ	0.5
日 本 語 IV Ｂ	0.5
日 本 語 Ｖ Ａ	0.5
日 本 語 Ｖ Ｂ	0.5

授業科目	単位
日 本 語 VI Ａ	0.5
日 本 語 VI Ｂ	0.5
日 本 語 VII Ａ	0.5
日 本 語 VII Ｂ	0.5
日 本 語 VIII Ａ	0.5
日 本 語 VIII Ｂ	0.5
日 本 事 情 Ｉ Ａ	0.5
日 本 事 情 Ｉ Ｂ	0.5
日 本 事 情 II Ａ	0.5
日 本 事 情 II Ｂ	0.5